

議案第35号

小田原市県営土地改良事業分担金徴収条例

[制定理由]

土地改良法に基づく県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 分担金の徴収（第2条関係）

市は、県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、次に掲げる者から分担金を徴収することとする。

(1) 当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法に規定する資格を有する者

(2) (1)のほか、当該県営土地改良事業によって著しく利益を受ける者

2 分担金の額（第3条関係）

分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費用につき市が負担する費用の額の範囲内で市長が定める額とすることとする。また、1に掲げる者からそれぞれ徴収する分担金の額は、当該県営土地改良事業の施行に係る土地の地積割を基準とし、これに受益の程度を勘案して市長が定める額とすることとする。

3 分担金の徴収方法（第4条関係）

分担金は、県営土地改良事業が完了した年度（当該県営土地改良事業が完了する以前にその地域内にある土地の一部につき受けるべき利益の全てが発生した場合には、その利益の全てが発生した年度）において徴収することとし、市長が必要と認める場合には、当該分担金を分割して徴収することができるることとする。

4 延滞金（第5条関係）

分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

5 分担金の減免等（第6条関係）

市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

[適用]

令和8年4月1日